

市立学校におけるいじめ重大事態調査報告書の公表について

堺市立学校において発生した、いじめ重大事態（いじめ防止対策推進法第28条）に関する調査結果につきまして、堺市いじめ防止等対策推進委員会において、調査報告書が答申されましたので以下のとおり公表いたします。

1 公表期間

令和4年10月13日（木）～令和5年1月12日（木）

2 公表場所

堺市ホームページ【教育（いじめ未然防止に向けて）】

https://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/tetsuzuki/ijime_boshi/index.html

※上記公表期間内での掲載になります。

○いじめ事案の調査結果の公表については、文部科学省が策定した「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえています。また、いじめの被害を受けた児童生徒及びその保護者から、本市ホームページでの公表について同意を得た上で、堺市情報公開条例第7条の規定により、個人名等を置き換えるほか、関係当事者のプライバシーの保護及び公表の意義・目的と公表による関係当事者への影響を総合的に勘案し公表します。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課: 教育委員会事務局 学校教育部 生徒指導課 電 話: 072-228-7436 ファックス: 072-228-7421
----------------------------	---